

緊急報告：

東京電力柏崎刈羽原発 ID不正・安全対策未確認問題などー 「核」をめぐる情報と私たち

「原発ゼロの会」(2021年2月25日)レポート
(報告後一部整理加筆)

中山均

(新潟市議会議員)

本資料内容についての問い合わせ：中山(090-1541-4798 nakayama14@gmail.com)

IDカード不正使用問題


—事件の経緯をあらためて振り返る

少なくとも7～8つの不正・不適切対応が重なっている

- 社員A(中央制御室勤務員)がIDカードを紛失。防護管理グループ等に報告せず→IDカードの無効化措置できず①
- Aは、社員Bが同日は勤務日でないことを知っており、Bの個人ロッカーが無施錠だったため、BのIDカードを持ち出した②。
- Aは、周辺防護区域出入口での委託警備員からの氏名確認に対し、Bの氏名を申告。委託警備員はIDカードと社員Aの顔を複数回見比べ、疑念を抱きつつも、防護区域への入域を許可③。
- 同出入口では、社員警備員Cが認証エラー警報を受信。Cはモニター越しに登録顔写真を見比べて疑念を抱いたが、身分確認せず、防護区域側の出入口扉を開いた④。
- Cは、管理者の指示なく、自らの判断で、委託警備員に対し、Aの識別情報をBのIDカードに登録するよう指示⑤、これに基づきAの識別情報が登録される⑥。
- AがBのIDカードを使って扉を通過する過程で、別の委託警備員が違和感から声を掛けたが、AはBの氏名を名乗り、通過⑦。
- これら一連の不正により、社員Aは防護区域にある中央制御室まで入域⑧。

ID不正使用問題：前後はどんな時系列だったか？

- 9/13
規制委員会は東京電力が原発を運転することの「適格性」を条件付きで了承。
- 9/17
規制委員会の審査会合が東電の保安規定再修正案を了承。
- 9/20
ID不正問題発生
- 9/21
東電が事案を把握、規制庁に報告
規制庁から規制委員会には報告せず
- 9/23
規制委員会の定例会合で柏崎刈羽全審査「合格」

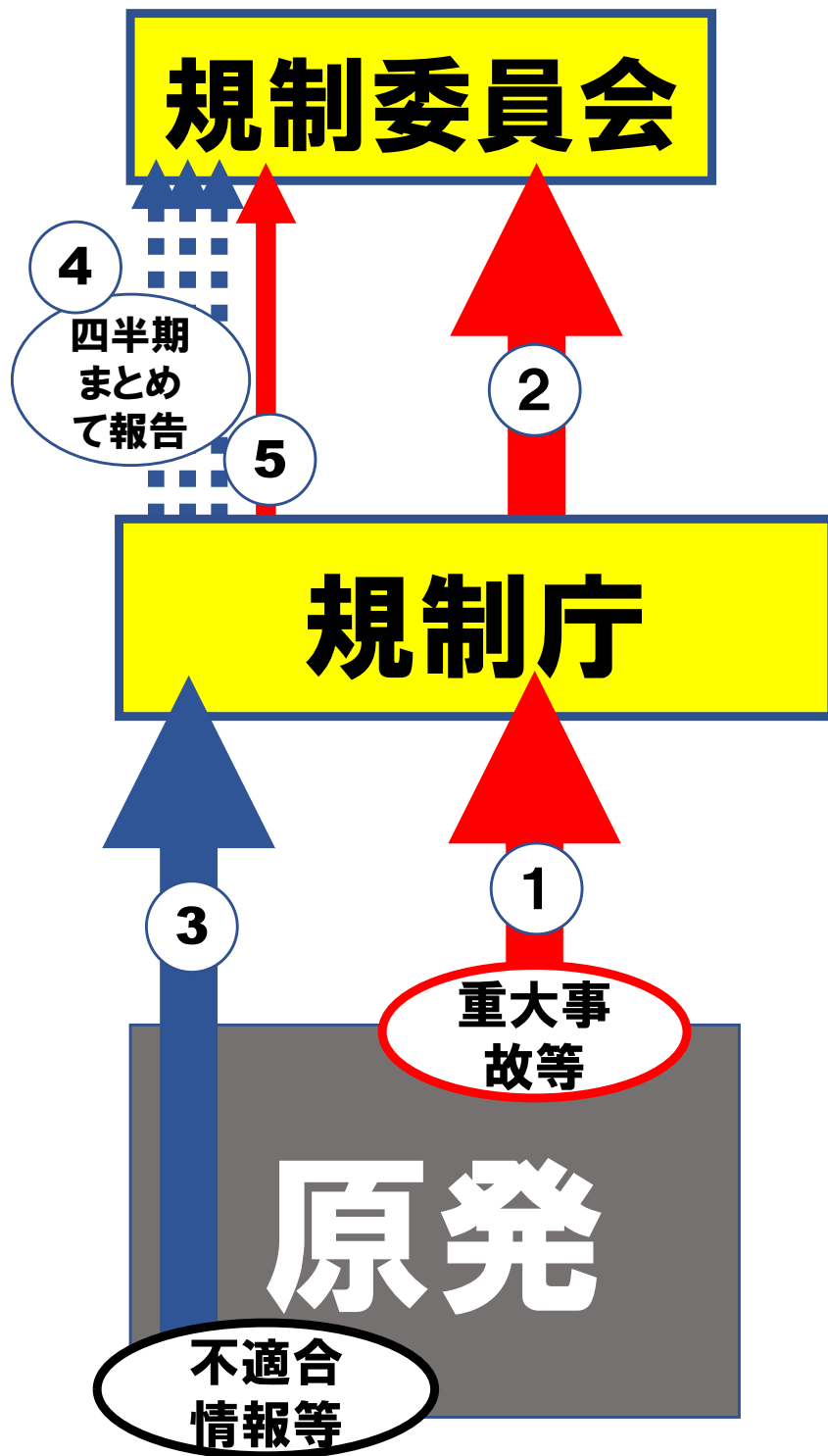


事件は審査の最終段階で起きた

(前スライドの補足)

- 審査最終段階の流れの中での事案の重要性は東電も規制庁も当然認識できるはず。
- 規制庁が漫然とした「判断ミス」で規制委へ報告をしなかった、というのは説得力に欠ける。

原発→規制庁→規制委への報告の仕組み



- 原発で重大事故・地震事故・線量の上昇などが見られた場合は規制庁に報告(①)。→ただし規制委員会に報告(②)。
- それ以外のトラブル等は「不適合情報」とされ、原発から規制庁に報告(③)されたのち、多くは四半期ごとにまとめて規制委に報告(④)。
- ただし、③のうち、規制庁が事案の性質や重要性に応じて、速やかに規制委に報告する場合もある(⑤)。
- 報道等によれば、ID不正問題について、規制庁は「**四半期ごとに行っている報告の中で委員に伝える方針**」(つまり④)だったとされている。

では「四半期ごとの報告」はどうなっているか (※事案の9月は「第2四半期」)

原子力規制委員会HP
2020年11月11日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和2年度(第2四半期)

原子力規制検査報告書

1. 実施概要

- (1) 事業者名: 東京電力ホールディングス株式会社
- (2) 事業所名: 柏崎刈羽原子力発電所
- (3) 検査実施期間: 令和2年7月1日～令和2年9月30日
- (4) 検査実施者: 柏崎刈羽原子力規制事務所

渡邊 健一
水野 大
前澤 直人
和田 武
黒川 武雄
石井 真一

(3) 検査実施期間: 令和2年7月1日～令和2年9月30日

高須 洋司
上田 洋
平井 隆
平川 圭司
杉山 久弥
佐藤 和子

検査補助者: 柏崎刈羽原子力規制事務所

佐藤 末明
新通 智
河村 浩史

原子力規制部検査グループ専門検査部門

柏木 智仁

**2. 指摘事項概要一覧
指摘事項なし**

2. 指摘事項概要一覧
指摘事項なし

(前スライドの補足)

- 前スライドで見たように、事案発生期間(第2四半期)の報告書には事案が掲載されていない。
- ただし、規制委HPで公開されている「原子力規制検査報告書」には、そもそも核物質防護(核セキュリティ)関係の検査は掲載されていない(その意味では、「規制検査報告書」との標題自体が不適切;これは担当職員も認めた)。
- 核セキュリティ関係の検査情報は規制委HPの会議資料の中に盛り込まれているが、やはり第2四半期取りまとめとなる11月の資料にも、このID不正使用事案は掲載されていない。
- 規制庁の弁明:とりまとめているのは「四半期の事案」ではなく「事案の検査」の報告であり、第2四半期にはこの事案が発生したものの、その検査自体はまだ行なわれていないため、そのとりまとめとなる11月には盛り込まれていない。

(前スライドの補足)

- 検査が行なわれ、その結果が整理できなければ報告できないのか？そもそも「不適合情報」のうち重要な問題については、検査が行なわれる前でも「随時」に報告されているではないか。
- 検査結果のとりまとめが完了していなくても、11月の「四半期取りまとめ」の機会があり、その機会に規制委とコンタクトを取っているのに、口をつぐんだ。
- しかも(次スライド参照)

IDカード不正使用問題：**その後の**時系列の確認

- 9/20
ID不正問題発生
- 9/21
東電が事案を把握、規制庁に報告
規制庁から規制委員会には報告せず
- 9/23
規制委員会の定例会合で柏崎刈羽全審査「合格」
- 10/8~9、10/13~10/16
規制庁本庁が現地立ち入り検査（2月10日報告で初めて判明）
- 11/11
「第2四半期」取りまとめ報告においても何ら記載されず、補足資料や説明も無し
（→その結果1月の報道の動きがあるまで規制委に報告されず）

つまり

- 事案発生時の9月時点だけでなく、11月の四半期取りまとめ報告の時点にも、規制委への定例報告の「機会」があるにもかかわらず、その報告から(意図的に)隠したと言える。
- 立ち入り検査を行なったのが第3四半期の10月なので報告はその後(第4四半期)になる、というのは言い訳にならない。事案の重大性から考えれば速報的に報告すべきもの。
- 定例報告のタイミングでもその対象から除外したことは、意図的かつ確信犯的な隠ぺい。その意味では、11月の対応は9月の事案発生当初の対応よりもむしろ悪質と言える。
- こうした流れを踏まえてあらためて事案発生時まで遡ると、10月にこの事案で現地検査までやっているのだから、当初から事案の重大性について認識していたと考えるのが妥当。だとすると、当初の「判断ミス」という弁明さえますます怪しい。

（前スライドの補足）

- 念のため補足すると、核セキュリティに関する規制検査は各施設ごとに年何回か行なうよう計画が立てられている。柏崎刈羽原発へも計画に基づく同検査が行なわれることになっていたが、9月の事案発生を受け、10月にこのID不正問題を目的とした検査が行なわれた。
- いずれにせよ、ID不正問題に関する現地検査を事案発生から比較的近い10月に行なっていることは、規制庁がこの事案の重大性を当初から認識していたことを物語るものと言える。
- （したがって繰り返すように）**規制庁は9月も11月も「判断ミス」などではなく、意識的に報告しなかった**と考える方が自然で合理的。

そしてまたも新たな「核物質防護事案」発生



原子力規制委員会
原子力規制庁

規制庁(2/18深夜)

TEPCO

東京電力ホールディングス

東電(2/19未明)

資料

別紙

(公開用)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所及び
福島第二原子力発電所における核物質防護事案に係る報告について

柏崎刈羽原子力発電所および福島第二原子力発電所における核物質防護に係る事案概要

令和3年2月18日
原子力規制庁

1. 経緯

東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東京電力」という。)柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、核物質防護に係る検査指摘事項に該当する可能性のある事案を認知したことから、その事案について報告するもの。

2. 概要

(1) 柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案

- 令和3年2月15日 東京電力柏崎刈羽原子力発電所から原子力規制庁に報告
- 令和3年2月17日 原子力規制庁から原子力規制委員長に報告(以下非公開)

(2) 福島第二原子力発電所における核物質防護事案

- 令和3年2月17日 東京電力福島第二原子力発電所から原子力規制庁に報告
- 同日 原子力規制庁から原子力規制委員長に報告(以下非公開)

3. 今後の対応

原子力規制庁検査を通じ、さらに事案内容を確認し、重要度及び深刻度を評価していく。

<柏崎刈羽原子力発電所>

- 報告日: 2021年2月15日(月)
- 概要: 柏崎刈羽原子力発電所における、核物質防護設備に関する複数の事案について、故障の状況や復旧の見通し等を原子力規制庁へ報告した。
- 経緯: 1月27日、侵入検知に関わる核物質防護設備を一箇所誤って損傷させ、その影響を評価するとともに代替措置を講じ、その旨直ちに原子力規制庁へ報告した。
その後、上記に加え、これまで報告した、他の故障等が発生している核物質防護設備についても、代替措置の実施状況や復旧見通し等について、2月12日に概要、および2月15日に詳細を原子力規制庁へFAXにより報告した。また、2月18日にも、上記の他に故障が発生している核物質防護設備について同様の報告を行った。

<福島第二原子力発電所>

- 報告日: 2021年2月17日(水)
- 概要: 社員による無効化済みのIDカードの紛失事案が判明し、原子力規制庁へ報告した。
- 経緯: 2021年2月16日、当社社員より会社に対してIDカードを紛失した旨の報告があった。翌日、当社は、原子力規制庁へ口頭報告を行うとともに、FAXによる情報提供を実施した。
なお、当該IDカードは防護区域(中央制御室を除く)まで入域可能であった。また、2016年4月に1年以上入域実績のないIDカードとして、入域できない措置(無効化)を実施済みである。

この問題に関する東電・規制庁・規制委の動き

	東京電力	規制庁	規制委員会
1/27	柏崎刈羽原発 核防護施設設備破損 同日規制庁に報告		→公表されず
2/8			臨時会合: ID問題 ①
2/9			同上
2/10			定例会合: ID問題報告受ける
2/12	1/27報告以外の核防護施設設備故障などを規制庁に報告	⑤	→公表されず
2/15	報告済み核防護施設設備関連問題の詳細を規制庁に報告	→17日に規制委へ報告	
2/17	(福島第二)無効化済みID紛失事案を規制庁に報告	→同日規制委へ報告	
2/18	さらなる他の核防護施設設備故障を規制庁に報告	→公表されず	臨時会合(第59回)開催 ②
2/19	核防護施設破損・故障の概要を公表 ④		核物質防護事案があったことを公表(内容触れず) ③

- 時系列は上記のように整理されるが、明らかになったのは①～⑤の順。特に⑤の一連の経緯は④で初めて明らかにされた。
- しかし③と④の内容は一致せず、⑤の内容は規制庁・規制委側では明らかにされていない。⑤がどの時点で規制庁から規制委に報告されたかも一部以外不明。

不可解な経緯と秘密主義

- 前スライドで見たように、どの時点で規制委にどのような報告が上げられたのか、どんな事案だったのか、規制庁・規制委側は十分明らかにしていない。
- 東電の公表内容が(たまたま?)規制委のそれを超えるものだったため、このような乖離と不可解な経緯が判明。
- これまでの東電・規制庁・規制委の対応であればそもそもこれらの経緯・内容全体が明らかにされなかった可能性もある。
- 事実、2020年2月に発生した「出入業者の免許証偽造問題(※次スライド参照)」(これも「**核物質防護事案**」とされた)について、規制委の会議資料では(現段階で調べる限り)見つけることができない。
- 「**核物質防護事案**」がこうした秘密の理由にされている。逆に言えば、「**核物質防護事案**」と位置付ければ多くの重要情報を隠匿できる。
- 原発を管理・運転するためには、このような不透明で恣意的な情報管理が無ければ成り立たないことを明確に示している。

(前スライドの補足)

前スライド「**出入業者の免許証偽造問題**」について

- 2020年2月、構内の作業を請け負った作業員(建築会社経営者)が入口で偽造運転免許証(2019年8月失効、10月偽造)を使って原発構内に入った。数日後同様の行為で警備員に気づかれ発覚。
- この件で有印偽文書偽造で2020年8月に在宅起訴、公判が進んだ。
- この件も「**核物質防護事案**」として処理され、東電・規制庁による公表はなく、刑事事件の報道として公になった。
- この作業員が入構したのは放射線管理区域ではなく、その周辺の発電所敷地であるとはいえ、入構証等ではなく運転免許証の目視で出入が管理されているとの実態がわかる。「核物質防護事案」とされる割には、あまりにルーズな実態で、現実との乖離が大きい。
- このような事案も「核物質防護」とするのは、まさに「恣意的」(スライド18も参照)。

「核物質防護事案」は日常的？－1年前から見る



- 2020年2月 柏崎刈羽 出入業者免許証偽造事件

→ 公表されていない

明らかにされていない事案も頻繁に起きているのではないか？

- 2020年9月 柏崎刈羽 ID不正使用問題

→ 事案発生時・四半期取りまとめ時点でも報告・公表無し、2021年1月報道を契機にようやく公表

- 2020年2月 柏崎刈羽 防護施設損傷
福島第二 ID(無効化済)紛失

→ 事案があったことのみ公表、内容は明らかにされず

注目:このような事態は原発推進派の中でさえかつて懸念されていた

日本原子力学会和文論文誌, Vol. 8, No. 4, p. 320-331 (2009)

論 文

原子力学会誌 2009年
班目春樹氏(2011当時の原子力
安全委員会委員長)らの論文

核物質防護に関わる機微情報管理の現状と課題に関する考察

稲村 智昌^{1,*}, 班目 春樹²

Consideration on the Current Status and Issues of Sensitive Information Management
Concerning the Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities

(抜粋)

したがって、核物質防護に関わる機微情報管理を検討していく際には、情報公開を前提とした中でのあり方を考慮しなければならない。・・・機微情報管理の実際の運用が恣意的になるのではないかという懸念をもたれる恐れがあるという問題がある。

恣意的運用の一例として想定されるものとしては、**不祥事等に関わるような公開を回避したい情報で、本来は核物質防護の観点からは重要ではないか、もしくは核物質防護とは何の関係もない情報を、核物質防護上重要であるという名目で秘密指定し、その隠蔽を図るというような事例等**が考えられる。

（前スライドの補足）

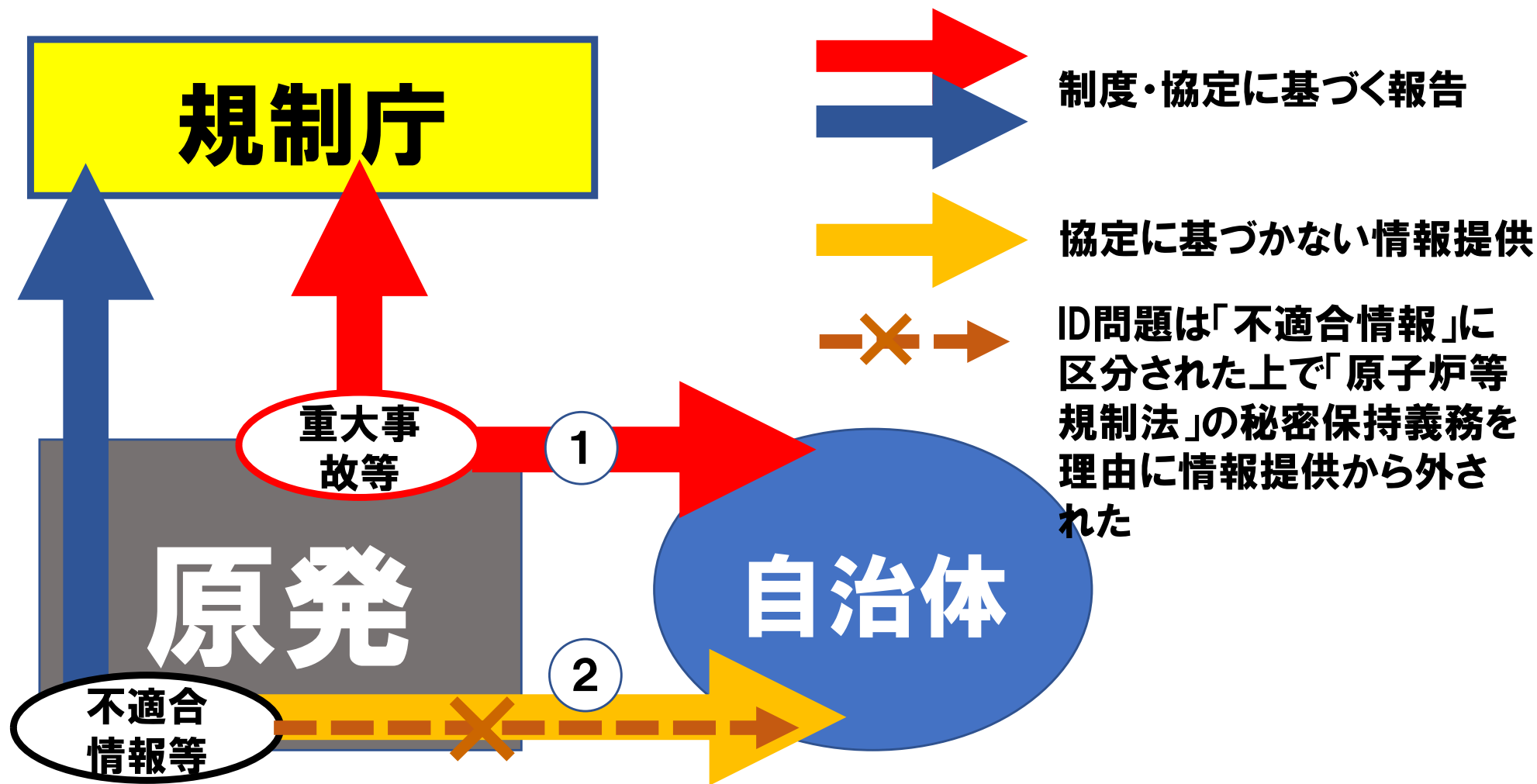
- この論文の主旨は、「原発の運転管理には非常にデリケートで秘匿とせざるを得ない情報がある」ということを前提に、
- それを国民に理解してもらうためにも、「本当に秘密とすべきものの以外の情報まで恣意的に秘密とするべきではない」という意図で書かれている。
- 論文の動機や本意がどうあれ、述べられている指摘は妥当なものである。
- しかし、現在の東電や規制庁・規制委が「核防護」を理由に恣意的な秘匿化を図っているのは、まさにこの論文で懸念されている事態。
- 現在の東電・規制庁・規制委の姿勢は、かつての推進派のスタンスから比べても再稼働に大きく前のめりだと言える。

「核」以外でも最近も不祥事

- 昨年3月、東電は3号機の原子炉建屋に地震計2つを設置。地震計は、10年前の原発事故でダメージを受けている3号機の建屋への揺れの影響を評価するため設置したもの。
- その後、昨年7月の大雨などで故障。東電は故障を把握していたが修理していなかった。
- その結果、今回の2月13日の地震の揺れのデータが取れていなかったことを明らかにし、22日の規制委員会合でも問題視された。
- この事案は「核物質防護事案」ではないものの、故障を把握しながら公表も対応もしていない東電の企業体質・責任が厳しく問われる。

次に、
電力事業者から自治体・市民への情
報提供について見てみる

電力事業者から自治体・市民への情報提供



重大事故・テロ等は規制庁への報告と同様、安全協定に基づき自治体に報告される(①)。

それ以外のトラブル等「不適合情報」も規制庁に報告され、自治体にも連絡されるが、協定上には定めがない(②)。②はいわば東電の「善意」に基づく。²²

電力事業者から自治体・市民への情報提供

- ID不正問題は重大事故やテロ事件そのものではないため、「不適合情報」に分類され(スライドNo.5参照)た上で、「原子炉等規制法」の「秘密保持義務」に該当するとして、東電は自治体への連絡から除外。
- これが通用するなら、「核防護に関する」と(東電が)判断すれば、どんなに低レベルな事案でも、どんなに重大な事案でも、市民には知らされない。
- 実際、「過去に同様の事案があったのか」と問うたところ、「あったか無かったかも含めお答えできない」というものだった。

【参考】

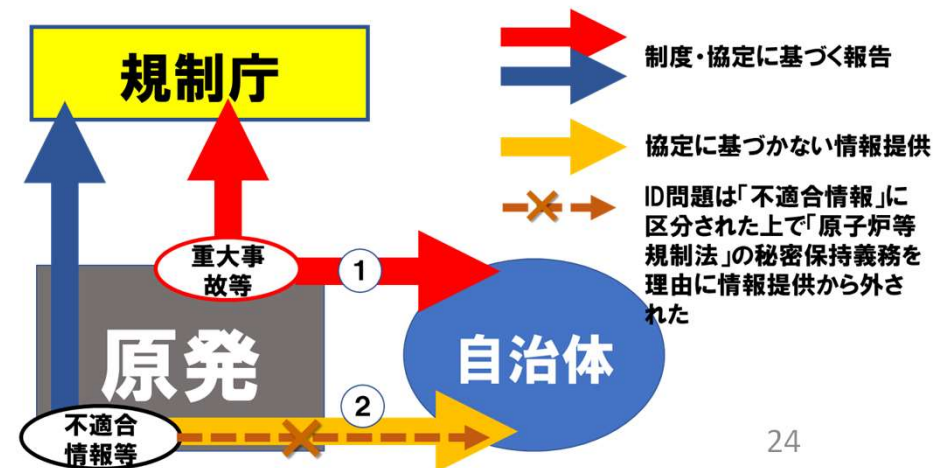
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(通称:原子炉等規制法)
(秘密保持義務) 第六十八条の二第一項

- 原子力事業者等・及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

(↑ 今回の事案がそもそもこのような条項に該当するのかについても疑問が残るが・・・)

電力事業者から自治体・市民への情報提供

- 「不適合情報」に関する報告を、安全協定に基づかない東電の「善意」に依拠していることが、恣意的な解釈の余地を生んだと言える。
- 規制庁に報告する「不適合情報」も含め自治体にも通報連絡することを明文化し、東電の勝手な解釈の余地を生まないような**安全協定の強化が必要**。
- 「安全対策工事未確認」問題についても、現行安全協定では県・立地自治体を除き、自治体側から説明を求める権限が無い。**協定上でこれらの情報公開関連条項の強化も必要**。



最後に

新潟では、東電が「福島事故を反省して・・・」として、安全対策を喧伝し、「社員の想いを紹介する」CMが県内限定で流されている。HPでも確認できるが、現実の実態とあまりに乖離している。

柏崎刈羽原子力発電所の安全対策

柏崎刈羽原子力発電所におけるさまざまな安全対策や、安全を追求し続ける社員の想いをご紹介します。

総論編



地震対策編



津波・浸水対策編



電源対策編



冷却対策編



訓練編

